

八雲町介護保険事業運営委員会及び八雲町地域包括支援センター運営協議会を開催します

八雲町介護保険事業運営委員会は、介護保険事業計画の策定、地域密着型サービスの指定等について八雲町の介護保険事業の円滑な運営に向けた検討を行う委員会です。

八雲町地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの設置・運営等に必要事項を協議し、適正、公正かつ中立な運営を図っているか評価を行う協議会です。

【日時】 7月8日(火)

午後1時30分

【場所】 シルバープラザ

第1・2会議室

【内容】

●八雲町介護保険事業運営委員会

・平成26年度保健・福祉・介護サービス支援事業について

・平成25年度介護保険事業特別会計決算見込みについて
 ・平成26年度介護保険事業特別会計当初予算について
 ・第5期介護保険事業計画進捗状況について

・第6期介護保険事業計画(日常生活圏域ニーズ調査)について

●八雲町地域包括支援センター運営協議会

・平成25年度事業報告及び決算見込みについて
 ・平成26年度事業計画・収支予算について

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係

(シルバープラザ内)

☎0137-64-2111

**八雲町自治基本
 条例第14条の規定に基づき、
 町民皆様から
 広く意見を
 公募します**

**子ども・子育て支援新
 制度実施に伴う八雲町
 の基準の策定について**

平成24年8月、子どもや子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。この法律と関連する法律に基づいて、平成27年4月から

「子ども・子育て支援新制度」の本格実施が予定されています。

「子ども・子育て支援新制度」の実施に向け、市町村では新たな事務が発生することになり、その事務を処理するための基準を定めることとなつていきます。八雲町の基準策定の参考とするため、町民皆様のご意見を伺います。

【意見の募集期間】

6月16日(月)～7月15日(火)

【提出できる方】 (年齢制限はありません)

- ① 町内に住所を有する方
- ② 町内の事業所で働いている方または学んでいる方
- ③ 町内で活動する法人、団体

【留意事項】

意見の提出にあたっては、書面に必ず、住所、氏名(法人その他団体の場合は、名称および代表者名)、電話番号を記載願います。記載が無い場合は、取扱できません。また、電話での受付も行っていません。

※個人情報情報は、本件の内部管理のみに使用します。提出意見及び、検討結果の公表にあたっては、個人情報公表することはありません。

**不用品交換
 コーナー**

5月27日時点

提供できる方、
 提供を受けたい方は
協働推進係へ
 ご連絡ください

皆さんの「もったいない」を応援します！
 自分にとっては使わない物でも、他の人にとって必要だということがよくあります。不用品交換に申請して、「もったいない」をなくしましょう。

【申請方法】
 企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。
 ※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。
 (町ホームページ→組織から探す→企画振興課→不用品交換事業)

ゆずります これまでの成立件数 **19**件
 ・VHSビデオデッキ、ビデオテープ(洋画等) 181本
 ・藤製の回転式椅子

ゆずってください これまでの成立件数 **5**件
申し込みはありません

【問い合わせ先】企画振興課協働推進係

【資料の入手方法】

① 町ホームページからのダウンロード

② 次の場所への備付
 ・住民生活課児童係
 ・熊石総合支所住民サービス課
 ・落部支所

【提出先】
 ① 書面の持参
 ・住民生活課児童係
 ・熊石総合支所住民サービス課
 ・落部支所

② 書面の郵送
 〒049-3192

八雲町住初町138番地
 住民生活課児童係 宛
 ③ ファックス
 0137-62-2120

④ 電子メール
 junin@town.yakumo.lg.jp
【問い合わせ先】
 住民生活課児童係

